

# 議 事 録

## 第 17 期名護市農業委員会 第 14 回 総 会

令和 3 年 10 月 28 日 (木)

名護市農業委員会 第14回総会

開催日時 令和3年月10月28日(木)午後10時00分～

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	◎	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番			6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	◎

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	欠	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案  
 第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第81号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第82号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第84号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第85号 非農地証明願について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 12 番と 2 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 14 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地内、面積 2,519 m<sup>2</sup>。規模拡大のための賃貸借。従事者 2 名、主従事日数 250 日。計画作物はドラゴンフルーツ、パッション。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 4,132 m<sup>2</sup> (3 筆合計)。規模拡大のための使用貸借。従事者 2 名、主従事日数 160 日。計画作物はサトウキビ。

整理番号 3 番 農振農用地内、面積 569 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はサトウキビ。

整理番号 4 番 1 筆除いて農振農用地内、面積 23,462 m<sup>2</sup> (20 筆合計)。新規就農のため賃貸借。従事者 2 名、従事日数 250 日。計画作物はタンカン、シークワサー。

整理番号 5 番 農振農用地内、面積 2,536 m<sup>2</sup>。規模拡大のための賃貸借。従事者 1 名、主従事日数 250 日。計画作物はパイナップル。

整理番号 6 番 農振農外、面積 51. m<sup>2</sup>。規模拡大のための無償移転。従事者 3 名、主従事日数 250 日。計画作物はサトウキビ

整理番号 7 番 農振外、面積 314 m<sup>2</sup>。規模拡大のため持分 20 分の 5 を無償移転。従事者 3 名、主従事日数 250 日。計画作物はサトウキビ。

議長 事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 61 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 203 m<sup>2</sup>。当初転用計画は、貸し資材置場。住宅建築のため計画変更。農地区分は、第 2 種 (市街地近接) 一団農地は 0.1ha。

整理番号 2 番 農振外、面積 826 m<sup>2</sup> (合計 3 筆)。当初転用計画は、駐車場及び資材置場。住宅兼店舗建築のため計画変更。農地区分は、第 3 種

(上・下水管) 5 条申請 12 番と同時申請。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしい  
でしょうか。

委員 異議なし

(第 62 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 37.10 m<sup>2</sup>。土地を有効活用で物置小屋  
として利用したい為の申請。農地区分は第 3 種農地(宅地連たん)。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでし  
ょうか。

委員 異議なし。

第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用内、面積 218 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。牛の採食場での  
賃貸借。( ) 始末書付きの案件となります。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 964 m<sup>2</sup>。建売住宅としての所有権移  
転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)一団農地は 0.2 ha となっ  
ております。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 8,839 m<sup>2</sup>。貸重機駐機場、資材置場  
としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)一団農地  
5.3 ha となっております。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 363 m<sup>2</sup>。一般個人住宅での所有権移  
転。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。

整理番号 5 番 農用地域外、面積 366 m<sup>2</sup>。一般個人住宅での所有権移  
転。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。5 条整理  
番号 8 番同時申請となっております。

整理番号 6 番 農用地域外、面積 363 m<sup>2</sup>。一般個人住宅での所有権移  
転。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。

整理番号 7 番 農用地域外、面積 122 m<sup>2</sup>。進入道路での所有権移転。

農地区分は、第1種農地（10戸連たん）となっております。5条申請整理番号9番同時申請中。

整理番号8番 農用地域外、面積122㎡。進入道路での所有権移転。農地区分は、第1種農地（10戸連たん）となっております。5条申請整理番号5番同時申請中。

整理番号9番 農用地域外、面積396㎡。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は、第1種農地（10戸連たん）となっております。5条申請整理番号7番同時申請中。

整理番号10番 農用地域外、面積96㎡。進入道路での使用貸借。農地区分は、第2種農地（市街地近接）一団農地は6.1haとなっております。

整理番号11番 農用地域外、面積1,985㎡(4筆合計)。建売住宅及び位置指定道路での所有権移転。、第2種農地（市街地近接）一団農地は0.7haとなっております。

整理番号12番 農用地域外、面積826㎡(3筆合計)。住宅兼店舗での所有権移転。農地区分は、第3種農地（上・下水管）。5条事変整理番号2番同時申請中。

整理番号13番 農用地域外、面積322㎡。資材置場での所有権移転。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）。始末書付きの案件となります。

整理番号14番 農用地域外、面積352㎡。貸資材置場での所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）一団農地は0.1haとなっております。確約書有り、始末書付きの案件となります。5条申請整理番号15番同時申請です。

整理番号15番 農用地域外、面積364㎡。貸駐車場での所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）一団農地は0.1haとなっております。5条申請整理番号14番同時申請です。

整理番号16番 農用地域外、面積687㎡。資材置場での所有権移転。農地区分は、第2種農地（その他）一団農地は1haとなっております。

整理番号17番 農振外、面積1,362㎡。宅地造成での所有権移転。農地区分は、第3種農地（第1種低層住居専用地域）。

整理番号18番 農振外、面積108㎡。貸駐車場での所有権移転。農地区分は、第3種農地（準居住地域）。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議長

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 64 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 3 年 10 月 20 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 11 名。譲受人 10 名。設定筆数 13 筆、面積 40,442 m<sup>2</sup>。内 賃借権 6 筆、使用賃借権 5 筆、所有権移転 2 筆となっています。

整理番号 1 番~2 番 3 年の使用賃借。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番 5 年の賃貸借。予定作物は蜜源所植物。蜜源植物とは養蜂振興法で使用されている言葉。ヘヤーベッチ、ヒマワリ、センダン草などなど蜜源植物に該当することから予定作物は蜜源植物とする。稼働日数は 250 日

整理番号 4 番~5 番 9 年 5 か月の賃貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日

整理番号 6 番 30 年の賃貸借。予定作物はマンゴー。

整理番号 7 番~8 番所有権移転。予定作物はサトウキビ、サツマイモ、ゴーヤー。稼働日数は 150 日

整理番号 9 番 5 年の賃貸借。予定作物は観葉植物。稼働日数は 250 日

整理番号 10 番 3 年の使用賃借。予定作物は果樹、野菜。稼働日数は 150 日

整理番号 11 番 10 年の使用賃借。予定作物はカボチャ。稼働日数は 150 日

整理番号 12 番 5 年の使用賃借。予定作物はみかん。稼働日数 150 日

議長 整理番号 13 番 5 年の賃貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 150 日

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員

(第 65 号 非農地証明願について)

- 調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 7.35 m<sup>2</sup>。当該申請地は名護市が道路工事を計画している土地の残地となる予定部分の小面積の土地である。30 年以上前から耕作されてない。農地として活用は困難場所である。
- 整理番号 2 番 農振農用外、面積 178 m<sup>2</sup>。当該申請地は 2002 年以前よりすでに車道及び歩道として使用されていた為、農地としての有効活動が困難な場所である。
- 整理番号 3 番 農振農用外、面積 588 m<sup>2</sup>。当該申請地は進入路がなく袋地で何十年も前から農地としての利用が困難な場所である。
- 整理番号 4 番 農振農用外、面積 707 m<sup>2</sup> (3 筆合計)。当該申請地は昭和 30 年頃までは農地として利用してしたが、市外に移住したため農地として利用されておらず、山林状態となっており農地としての有効活動が困難な場所である。
- 整理番号 5 番 農振外、面積 42 m<sup>2</sup>。当該申請地は昭和 56 年頃から公衆道路として利用されている。
- 整理番号 6 番 農振外、面積 244 m<sup>2</sup>。当該申請地は復帰以前から農地として利用しておらず周辺環境(宅地地域)から農地としての利用が困難な場所である。
- 整理番号 7 番 農振外、面積 812 m<sup>2</sup>。当該申請地は 50 年以上前から農地として利用されておらず、山林状態となっており農地としての有効活動が困難な場所である。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これもちまして、第 14 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 仲原 由香里 印

署名委員 岸本 信子 印